

# 固定資産（償却資産）課税標準の特例適用申請書

下記の資産について、課税標準の特例を適用して下さるよう関係書類を添えて申請します。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">犬山市長宛</p>	所有者	住所	特例規定	地方税法第 条 第 項 地方税法附則第 条 第 項	特別償却	有・無						
		資産の所在地										
		添付書類	<input type="checkbox"/> 「計画の申請書及び認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」の写し <input type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画に係る申請書」の写し、「先端設備等導入計画認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」の写し <input type="checkbox"/> リース会社が申告する場合、「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写し <input type="checkbox"/> 「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し <input type="checkbox"/> 電気事業者と締結している「特定契約書」の写し <input type="checkbox"/> 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」 <input type="checkbox"/> その他（ ）									
		作成者	氏名： 電話番号：									
資産番号	資産の名称等 (型式及び規格)		数量	取得年月			取得価額			耐用年数	特例適用項目	特例率
				年号	年	月						
							円					
							円					
							円					
							円					
記載上、特に留意すべき事項 (1) 本申請書は、地方税法第349条の3、同法附則第15条、犬山市税条例第56条の3及び同条例附則第10条の2の規定による償却資産について、課税標準の特例を適用するため提出していただくものです。新たに「課税標準の特例」が適用される資産を取得された場合に、償却資産申告書と併せて1月末日までに提出してください。 (2) 特別償却を行っている設備にあって、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。 (3) 設備が特例に該当することが判明する資料（各種申請書・届出書・許可書等の写し、パンフレット、仕様書、設計図、処理工程図、所在図等のうち必要なもの）を添付してください。												
市役所 処理事項	確認年月日	令和 年 月 日	摘 要	特例の可否	可・否	決定特例 適用項目						
※本欄は記入 不要です。	担 当 者			決定特例率	／	適用期間	令和 年度から令和 年度まで					